

和歌山県立

もん びよ かん
文書館だより

第13号 平成15年9月



▲約100年前にアメリカから郵送されてきたハガキ
(野長瀬家文書より)

収蔵資料の紹介

野長瀬家文書

熊野参詣道往来と百年前のアメリカ

中辺路町近露の野長瀬家には、中世から現代までの文書資料が残っています。

野長瀬家は中世以来の豪族で、南北朝期には大塔宮の熊野落ちを助けた人物野長瀬六郎・七郎として『太平記』にも登場しますし、功績により後村上天皇から繪旨（写真1）を下されました。地域には中世以来の一族の墓もあります。江戸時代には、地主・大庄屋として、苗字帯刀を許されていました。

熊野参詣道往来者の資料

「近露」は、古代からの熊野三山参詣道に沿った村で、村内には熊野九十九王子社の一つである近露王子がありました。また、近世には伝馬所があり、参詣者のための茶店や宿屋などもある街道の要衝でした。

熊野三山には、上皇や貴族から庶民まで、様々な階層の人々が参詣しましたが、ここで紹介するのは、江戸時代の紀州藩主と聖護院宮（門跡）の通行に関する文書です。特に聖護院宮は、当時熊野三山検校（さかつかう）という職にあり、熊野三山との関係も深く、たびたび熊野へ赴いていたようです。聖護院宮は熊野への往来時に、近露では野長瀬家や見松寺（写真3の文書中には見性寺とあり）を本陣として宿泊していました（宝曆七（一七五七）

年の文書には、聖護院宮宿泊時に、野長瀬家当主が御目見（ご挨拶）し、代々伝

わる繪旨と色紙をお見せしたことが書かれています。紀州藩藩主では初代頼宣・六代宗直・八代重倫・十代治宝が参詣や湯治で熊野へ赴いていますが、それに関しては、写真2の寛政六（一七九四）年の殿様（十代治宝）御通行時にお目見えを願う文書（これは代官への提出文書の控）が残っています。代々の当主はこのような「御通行」時にはお目見えを願い、伝来の品（繪旨等）をお見せしていたようです。

写真3は文化三（一八〇六）年の聖護院宮ご通行・ご宿泊の際の経過一切を記録した帳面で、事前の手はずからお迎え・実際のお目見え・お見送り・役人への挨拶・当日の服装等にいたるまでの細々としたことが書き留められています。当時、当主である野長瀬六郎は十七歳というこ

が同様の場面で二度と感われないようにとの配慮がわかります。また、この帳面上にも度々出てきますが、当時は万事「前例による」で、必ず「前例」を示すことが必要でした。そのためにも、このような記録を後世に残すことは重要であったのです。

野長瀬家の近世文書は、殿様や聖護院宮通行の資料が中心で、当時活発に行われていた庶民の参詣に関する資料はありません。しかし、熊野古道・熊野街道を研究する上では、大変重要な資料となるものなのです。

百年前の八ガキ

近現代の野長瀬家文書の中にも、興味深いものが沢山あります。その一つが、表紙に写真掲載しましたアメリカ合衆国から近露へ送られて来た八ガキ類（写真は一部）です。これらは明治三十五年から同四十年代に書かれたものですが、表紙掲載写真の中には、ちょうど百年前の一九〇三（明治三十六）年の消印が押されている絵八ガキが見えます。これには、当時のサンフランシスコの町の写真が使われ、「時計屋鉄砲屋の多い繁華街で、日本人支配人の店もある」と、この写真の説明も添書されていますが、これらアメリカからの八ガキには、当時の町や建物・人々・風俗等がわかるような絵八ガキを使ったものが多くあります。現在の我が国が見ても興味深く思うこれらの八ガキは、当時の近露の人々にとって、どんなに珍しいものであったことでしょうか。



写真1 後村上天皇繪旨

備前国吉永保伍分寺
地頭職為勲功賞可令
知行者

天氣如此悉之以状

正平三年八月七日 左少弁（花押）
近露六郎館



写真2

（表紙）
寛政六年 庚申十月

殿様熊野江被為

成候節 御目見願書控

野長瀬弁右衛門
同 半三郎



写真3

歴史資料を残す

「紀伊山地の豊場と参詣道」は世界遺産登録を目指していますが、野長瀬家文書は、その「中辺路」沿いの地に残っている大切な歴史資料の一つであり、熊野参詣道だけではなく、昔の海外の様子までも、我々に伝えてくれます。このように記録を歴史資料として残すことは、後世の人々に対する大切な役割なのです。

(表紙)

文化三丙 寅年九月九日

宮様江御目見仕候控

野長瀬六郎

文化三丙 寅年九月九日

聖護院宮様就御入峯当村江

被為遊 御止宿候節御目見仕候

覚書

(以下中略) 二 代官等様々なる人の助けを得
お目見えを許可され、九日に宮をお迎えしています)

一 右御本陣より罷帰り装束其俣にて伊地知
多仲殿玉置内記殿旅宿迄願之通り

御目見之儀相濟難有段挨拶旁伺公致し
直二 御代官詰所江も右同様伺公致し候事

一 十日卯ノ刻被為遊 御発興候に付寅ノ刻頃より
御本陣江相詰罷在候処卯ノ刻時分只今

御目見為仕候間 御前江伺公仕候様尤刀者
三ノ間二 置脇指扇子八御次之縁脇二 置候様

指図有之
宮様御正面之御縁側江進三 其時左脇二 御披露

役之衆兩人被相詰野長瀬六郎と御披露
被下 御目見仕退申候則御次二 而

御目見首尾能相濟難有段御礼申達先
規之通り村端迄 御見送之御供可仕哉

相尋候処其通り仕候様二 被申候夫より
三ノ間。伊地知多仲殿玉置内記殿江右同様

御礼申達候処 御金先格之通り被為

下候間左様相心得候様二 則 御金御目録等
頂戴仕退出

一 宮様御発興之節御門内より御供之衆より八
御先へ立川向下手二 而 御暇乞奉申上候

事
一 御着興之節茶屋平迄 御迎二 罷出候節八

袴羽織にて小者召人召連候事
一 伊地知多仲殿玉置内記殿旅宿へ罷越候節も

衣服右同様二 而 罷越候事
一 御目見之節御本陣江罷出候節八麻上下

にて小者召人召連右小者へ御給旨御色紙
台二 乗為持参り御本陣入口より八自身持参

仕候事
一 御見送り御供之節も衣服右同様

一 御見送り御供之節姓名札持参致し

御暇乞奉申上候処二 而 御披露役之衆へ相渡
候事尤衣服同様

一 御取成被下候衆中 并 御代官詰所へ
御目見之儀願之通り相濟難有段挨拶二 罷越候

節も衣服同様

右之通り 御目見相濟候尤筆二 難尽儀有之
候得者其節々臨時之可致取計候此記録

子孫二 伝可為重宝者也
喜八郎 喜十七才之時

文化三丙 寅年 野長瀬六郎
九月九日 盛近(花押)

(鎌田 和栄)

県史コーナー6
老いの価値

懇之御意

『和歌山県史』近世には老いに関する項目がありません。その編纂は一九八〇年代後半、一九九七年の介護保険法成立よりずっと前のことです。老いがそろそろ社会的問題になりだした頃で、日本史学では課題としてまだ取り上げられていなかったためです。歴史の記述も決して現代の問題と無縁ではないのです。

さて、今から一五〇年以上前の嘉永元年（一八四八）十月、十二代藩主斉彊は湊御殿（和歌山市）の別館に高齢の家臣を集めました。御目見以上という、中級以上の身分にある家臣は七十歳以上の者が、御目見以下の下級家臣は八十歳以上の者が出席を許されました（以下、年齢は数え年）。総勢一六二人、九十一歳の根来丈大夫を筆頭に、九十歳代二人、八十歳代三五人、七十歳代二五人、平均年齢七五・五歳の面々でした。これには何も注釈がないのですが、この高齢者群が本場に現役の家臣だったのでしょうか。疑問が残ります。

御目見以下の家臣にとって、藩主の御目通りが許されたのはもちろん初めて、湊御殿に入るのも最初の経験だったことでしょう。御殿のお庭を拝見したあと、藩主に対して平伏するだけなのですが、お目通りをし、「懇之御意」を受けたと

いいます。このあと料理と菓子が出されました（『南紀徳川史』二）。

「懇之御意」は、心のもつたお言葉とでもいましょうか。参集した全ての者は、たとえ隠居であれ藩主の配下にあります。しかし、この時二十九歳の斉彊は、藩主の立場を保ちつつも、可能な限りの態度と表現で高齢者を称えた、それが懇ろといふことばにあらわれています。

湊御殿のお庭を拝見し、お目通りをし、「懇之御意」を受け、料理と菓子が出される、これは家臣としての扱いではありません。客人としてもてなされているとみなさなければなりません。

養老の祝宴

それから二十年ほどあとの慶応元年（一八六五）四月にも、藩主が養老の祝宴を城中ででしょうか、開いたという記録があります。この時の藩主は十四代の茂承で、二十二歳。御目見以上の古稀（七十歳）の隠居どもを集めたといえます。今度は間違ひありません、隠居です。それでも、「御年寄（家老） 久保田源蔵七十歳」などと役職を付記してあるのはどういふことでしょうか。隠居前の役職なのでしょう。合計二十五人、最高齢は供番格奥詰馬場源右衛門の八十六歳、八十七歳代が四人、残りは七十歳代、平均七十四

・九歳です。

まずお目通りをし、年寄の「取合」があったというのですから、それぞれの隠居が茂承に紹介されたのでしょう。次いで、簡単な食事でもてなされ、「直二御意」、つまり、お付きの者を介してでなく茂承自身からねぎらいの言葉をかけられたわけですね。そして、一人ずつ茂承の御前で彼のお付きの者から酌を受け、その盃と「綿袍」（綿入れでしょうか）を茂承から直接受け取りました（『同』三）。

ここでも茂承は、藩主としてできるだけの配慮をしているのです。隠居が客人扱いであることはいうまでもありません。隠居たちにとってこの参列は、それまでの人生で最高の光栄、一族の誉れだったことでしょう。実際、茂承からのねぎらいの言葉に感極まり落涙した者もいたとあります。

養老米

庶民の高齢者に関する史料もあります。辰年ですから文化五年（一八〇八）のことでしょうが、西庄村（和歌山市）に住む源七の母は九十五歳になるのに足腰や眼・耳も達者だからよろしくと、その村の庄屋達から藩に向けて願い書きが出されました（高橋家文書）。達者だからよろしくと言っても、いったい何を願っているのでしょうか。

明治二年（一八六九）、日高郡の代官松嶋直内は郡内の八十八歳以上の者、女二〇人、男四人、合わせて二十四人に、八十八歳以上になったとは、「一段之事」、すばらしいことだとして、「極老者」な

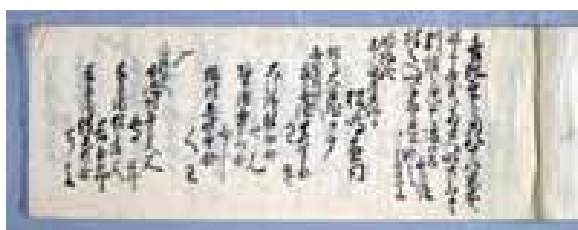
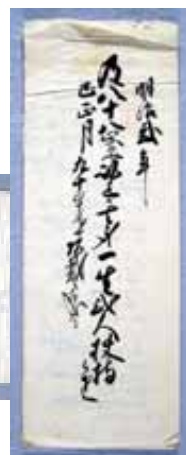


西庄村に住む95歳の母親についての願い書き。書き出しに、「西庄村・源七母・貞信九拾五才」とあります

のだから格別の扱いをし一生の間二人扶持を与える」と通知しました（もともと、この二人扶持、この年からはではなく、各人九十歳になってからの支給でしたが。岡家文書）。

二人扶持。大工の日当を基準にして一石を今の三〇万円ほどとした磯田道史（『武士の家計簿』、新潮新書、二〇〇三年）の試算を用いれば、二人扶持は三石六斗ですから今の一〇〇万円強になります。当時としてはかなりの高だったのです。

ところで、紀州藩はじめ幕府・諸藩では、親孝行な人物を取り上げて表彰し褒美をとらせました（『南紀徳川史』七）。この褒美が大方銭五貫文ですから金におして一両ちよっと、多い者で金三両ですから今の貨幣で九〇万円。しかも、これは一時金です。高齢者への扶持米支給がどれほど優遇されたものだったかを讀みとらなくてはなりません。高齢者に対する扶持米支給の事例は、



日高郡で90歳からの養老米支給を伝える書面。右が表紙。「衣奈浦岩次郎母わき・小池村平大夫専蔵」等とあります

『南紀徳川史』にもいくつか載っています。安政二年（一八五五）、伊勢白子領山田井村（三重県津市）のイノは百歳になつたといふこと、で一生年一人扶持を下されました（『同』三）。明治二年、同領郡山村（同鈴鹿市）のキノは九十四歳、磯山村のヒデは八十四歳で一生年二人扶持を、同四年、松坂（同松阪市）の女六人、男二人、合わせて八人の八十八歳の者も、一生年二人扶持を与えられました（『同』四）。

「人生五十年」か
間違つてならないのは、ここに取上げられた高齢者が例外的に長寿だったために

祝われたわけではないということ。近世は「人生五十年」だったといわれることが多いのですが、実はそれほど短命ではありませんでした。

たとえば、立川昭二によれば、岩波版『日本史年表』記載人物の没年は、江戸前期（該当者八九人）六七・七歳、江戸中期（九二人）六七・六歳、江戸後期（一七五人）は六五・二歳。かえって明治・大正（三九四人）にはいつてからの方が短命で、六〇・六歳だといえます（『江戸 古い文化』、筑摩書房、一九九六年）。

祝賀の制度

高齢の元家臣を集めての祝宴の記録は、『南紀徳川史』に先の二例が載っているだけです。慶応元年の祝宴記録の編纂者注にも、「殿様が以前（この慶応元年のこと）をいつているのでしょうか」この祝宴を挙行なさつた以外に、最近はこうした催しは開かれていない」とあります。どうも、度々開かれたり定期的に開催されたりしていたわけではないようです。時の藩主の思い付き、そう言つて悪ければ思召しだったのでしょう。

庶民に対する養老米支給も同様です。明治四年の松坂での事例は八人も八十八歳でした。しかし、安政二年の白子領は百歳、明治二年の同領は九十四歳と八十四歳、同年の日高郡での通知は八十八歳以上というように、支給開始の年齢が一定ではなかったのです。

願い書きにあつた源七の母も九十五歳。ところで、こうした願い書きの例をほか

に見つけられないものの、養老米の支給を受けるためには、待つていてはいけないう、このように願ひ出たり庄屋の推薦を受けたりする必要があつたのだということがわかります。だから、支給開始年齢がそろわないのです。先に述べた、孝行者の表彰にも庄屋からの推薦が必要だったのでありますが、それと同じ手順なのです（遊佐教寛「片足に高下駄、片足に草履」、和歌山県立文書館紀要」八、二〇〇三年）。

ところが、養老米支給は事例がきわめて少ないようなのです。孝行者の表彰は、たちまちにして二〇〇ほどの事例を集めることができます（『南紀徳川史』一、四、七）。しかし、養老米支給に関しては、『南紀徳川史』に収められているのが右に上げた三例に過ぎないのです。願ひ出ても、その多くは捨て置かれたといふことでしょうか。財政負担を避けたのでしょうか。

高齢の元家臣を集めての祝宴でも、藩主は客人の扱いで彼らを称えました。しかし、その祝宴の開催が制度化されていたといふことではないようです。

高齢者への養老米支給も、そのほとんどが二人扶持という好遇でした。日高郡では、八十八歳以上になったことは、「一段之事」と評価していました。ところが、ある一定の年齢以上の者へ一律に養老米を支給する制度があつたのではないどころか、申請すら必要だつたらしいことも分かりました。それどころか、養老米支給は、わずかな事例しかみいだせないので

古い自体は評価するものの、それをすくに祝宴であるとか養老米支給とかの制度に結び付け、そういう形で表現するわけではなかつたようです。結び付けないと祝つたことにならないと感じるのは、現代の私たちの感覚らしいのです。

看病御暇

元治元年（一八六四）、木本村（和歌山市）の庄屋から願ひ書きが出されました。村に住む勤之右衛門の妻が病気でなかなかよくならないう、勤之右衛門の看病も行き届かなくなつて途方に暮れている、藩の江戸屋敷で奉公している息子の瀧蔵に介病（看病）御暇を与えてくれないかといふものでした（高橋家文書）。ただし、この願ひが認められたのかどうかはわかりません。



江戸の御仲間瀧蔵の介病御暇を願う願ひ書き。うしろに、大庄屋幸前次五兵衛が代官松本立助に宛てた証文を貼り付けています



紀州藩「願達留」。右が表紙。本文左側の竹内三郎右衛門は妻の看病御暇を許されたものの、妻の看病は前例がないとして一転不許可になりました

家臣の身边に関する願い・届けが書き留められた紀州藩の「願達留」(紀州藩文書)には、「看病」の項目が立てられています。そのうち万延二年(一八六一)から元治元年(一八六四)に書かれた「願達留」には、合わせて八例の看病御暇が記され、ほとんど認められています。たとえば、江戸行きを命じられた高瀬幾之助は、老年の母が具合悪くなったため和歌山での看病を許されました。第一次長州征討で京都に布陣していた荒巻力之助は養父、松本又之助は実家の祖父(二人とも養子だったわけです)が病気になるため、和歌山での看病御暇が認められました。これも養子に出ていた石桁元次郎は、京都伏見にある実家の母の具合が悪くなったので、伏見での看病御

暇を認められています。

家臣団社会では、このように藩への勤めを一時停止してでも、たとえ出陣中であつてさえも、親や祖父母の世話を認める看病御暇の制度ができていたのです。そのための細則も作られていました(『南紀徳川史』一三)。老いを制度として支える観点からしても、また、社会の秩序として親に対する孝の道徳を奨励する観点からしても、それは必要でした。しかしそれ以前に、老いに価値を認める社会であつたからこそ、まず無条件で看病御暇を認めたとということではなかつたのでしょうか。

老いの楽しみ

老いて楽に暮らしたい、あるいは、それとなймаぜになつた、老いにこそ価値があるという表現が近世には数多く残っています。たとえば、「その日その日を老いの掘り出しと(老いは掘り出し物だと)楽しく暮す」(安永八年・一七七九年刊、神沢社口「翁草」)。

「老いの入前(老いてからの生活費を)賢く取り置き、(老いてからは)世に有るほどの(たくさんある)楽しみ暮し」「二十四、五までは親の指図を受け、その後は我と世を稼ぎ(自分の力で稼いで)、四十五迄に一生の家を固め、遊樂することに極まれり」「老いの楽しみ早く知るべし」(元禄元年・一七八八年刊、井原西鶴『日本永代蔵』)。

「みどり子のわかまえいらぬ(幼児のような、分別もない際限もない)遊びして、世をのどかにも終らばや(終わりにた

いなあ)」「(文化三年・一八〇六年刊、上田秋成『藤簾冊子』)。

「いい老人だ。…若い内苦勞したから、老て楽をする」(文化六年・一八〇九年刊、式亭三馬『浮世風呂』)。

もちろん、近世は、日々の労働が辛く苦しいものだったという事情がありましよう。そうであれば、その時期に徹底した儉約をして老いてからの生活費を蓄え、できるだけ早く隠居して暮らしたい、老いてからの暮らしこそが人間らしい暮らしなのだという考え方だったのでしよう。

社会の進展に寄与

近世での老いの価値と比べてみると、私たちの社会が老人に対してどのような評価をしているのかがよくわかります。一九六三年に老人の福祉を目的に制定・施行された老人福祉法があります。「介護」の語もそこに初めて造語として登場しました(遊佐教寛「歴史からみる老いと介護」、『福祉と文化のまじりくり』、備北夏期大学実行委員会、二〇〇三年)。

老人については、第二条「基本的理念」で次のようにうたっています。「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」(一九九〇年改定法)。

「基本的理念」で、老人は敬愛されるという点は暗黙の前提となっています。恐らく、私たちの社会の根底に流れている儒教や仏教の理念の影響でしょう。だから、なぜ若者は敬愛されず老人だけが

敬愛されなければならないのか、という説明はありません。ただ、現代では無条件に、「老人は敬愛される」と述べるだけでは納得してもらえません。老人にはどういった価値があるのか、どう役に立つのかを説明しないといけないのです。理由が欠かせないのです。それが現代の価値観です。

その場合、私たちの時代には、生産を中心にした現実社会にどう働きかけるのか、それに対して有益かどうか、ここが基準になります。老人に関しては、かつて「社会の進展に寄与」した功績があること、今は「豊富な知識と経験を有する」ことが敬愛につながるのです。

老いの価値

老いに価値があるという近世の見方は、存在そのものに価値があるという意味です。働きかける力、機能する力があるから価値があるという意味ではないでしょう。現実社会にどのように役に立つかという発想になじんでいる私たちにとって、存在そのものに価値があるといわれても、なかなか理解できないのも事実です。

余生という言葉があります。まさに老いの人生でしょう。現代の余生とは、現実社会から引退した余りの人生のことです。価値があることを意味する言葉ではありません。ところが、余生という言葉は古代からありました。それは現代の余生と同じ意味であるはずがありません。「余」には、豊かとか、ゆつたりしたという意味もあるのですがね。

(遊佐教寛)

第9回古文書講座を開催

今年度の古文書講座は、7月26日から8月24日までの間に5回にわたって、きのくに志学館で開催されました。

受講者は、初級講座に79名、中級講座に30名の方が申し込み、台風の影響で一部日程が変更されましたが、最後まで熱心に受講されました。

初級コースのテーマは、『江戸時代の「介護」と福祉』でした。遊佐教寛当館嘱託研究員が高橋家文書から「九十五歳の長寿者」「藩の施し米」「介護のためのお暇」について記載された文書を、堀家文書から「西国道中記」を読みました。

「九十五歳の長寿者」について記載された文書は、地元の庄屋が大庄屋へ九十五歳になった女性を報告したものです。講師の解説で、この女性に養老米を藩主から支給されるよう嘆願したものであることがわかりました。多くの受講者からは「くずし文字を読むことよりも内容を解釈することの難しさを目の当たりにし、古文書の奥深さを知ることができた」との感想が寄せられました。「藩の施し米」について記載された文書は、藩主の葬式や法事の際に経済的に恵まれない方に施行米を施した記録で、当時の仏教の考えの一端が窺えたとの声がありました。「介護のためのお暇」について記載された文書は、親の介護のため家臣が休暇申請した記録で、現在の介護休暇に当たる内容のものでした。

中級コースは、『在鳥見と六十人者』



初級コースの様子

というテーマで、藤隆宏当館文書専門員が高橋家文書から「鷹場と在鳥見」、遊佐教寛当館嘱託研究員が尾崎家文書から「六十人者の由緒」「醤油御用」「長七様御成り」について記載された文書を読みました。「鷹場と在鳥見」は、幕末に「在鳥見」という藩主の鷹狩りに関係する役目を務めていた家の記録です。受講者からは「藩主の娯楽のために住民が受けた規制や負担が窺うことができた」との声がありました。後半は、尾崎家が代官時代の役目であった「醤油御用」などと、六十人者時代の役目であった「長七様御成り」等を読み比べました。その違いから、代官は年貢徴収のほか醤油・正月飾り・松茸等も藩主御殿に届けていたことが明らかになりました。また、六十人者時代の尾崎家には、藩主就任前の若き吉宗が何回か立ち寄っていた様子もわかりました。

きのくに志学館研修講座を開催

きのくに志学館研修講座は、教員を対象に「総合的な学習の時間」をはじめとした学校教育において、きのくに志学館を有効に活用していただくため、図書館・文化情報センターとの共催で、平成十五年八月七日（木）に、きのくに志学館で開催しました。

講座は、郷土の歴史や自然等を紹介する2つの「講演」、教員のきのくに志学館利用促進のための「総合的な学習にきのくに志学館を！」、「館内見学」という内容で行われました。

講演 は、当館文書課長の森脇義夫が「友ヶ島の砲台」というテーマで講演しました。紀淡海峡に浮かぶ友ヶ島は、大阪湾への外国艦船の侵入を防ぐ重要な場所とされ、明治二十二年から三十七年にかけて砲台が設置されました。頂上付近の第3砲台など島内6ヶ所もあるれんが作りの砲台跡は、かつての要塞島の面影を今に伝えています。

講演 は、元和歌山市立日進中学校長の田村雅弘氏が「和歌山城の森」というテーマで講演しました。城のライトアップのための剪定や公園整備のための石垣周辺の低木やつる植物の除去等の少しの環境変化によって、森全体までが傷んできていることを話されました。両講演に対し受講者からは、「友ヶ島や和歌山城という身近な話を聞けて地域を見直す良いきっかけになった」、「地元和歌山の見えなかったことや知らなかったことに」



田村雅弘氏の講演

いて聞くことができ、よかった」、「校外学習に取り入れたい」などの感想が寄せられ、和歌山よさを再認識すると共に、学校での郷土学習に参考になったようです。

「総合的な学習にきのくに志学館を！」では、図書館から一括貸出、手作り紙芝居などについて、文化情報センターから視聴覚ライブラリー、一日ホールスタッフの体験、ボランティアの体験などについて、文書館から古文書・歴史講座やパネル展示、「総合学習の時間」用に作成した古文書の教材の利用方法などについて紹介しました。

最後に、五十七名の受講者を2グループに分け、文書館・図書館・文化情報センターの3施設を見学しました。

これまで、学校との連携などの機会に恵まれなかったため、当館を利用された方は受講者の15%に止まりましたが、この講座によって、文書館を身近に感じていただけたのではないのでしょうか。これを契機にさらに、学校教育をも支援する施設として力を尽くしたいと思います。

紀州藩士由緒書きの撮影事業

紀州藩士の由緒書きであり、藩史研究や御子孫の方の先祖調べなどの資料として、当館蔵古文書の中で最も利用が多い「紀州藩家中系譜並に親類書書上げ（以下「家中書上」と略）」「一五七〇〇冊余のマイクロフィルム撮影事業を現在実施中です。

「家中書上」は、平成五年に県立図書館から当館に移管される以前から、紀州藩史研究の重要資料として利用されてきました。しかし、虫食いなどのため破損している文書が多く、一部しか利用できていませんでした。

平成十一年度から十三年度までに実施された、「和歌山県緊急雇用特別基金」を活用した修復事業が契機となり、実に全体の三分の一を超える約六〇〇〇冊の修復が終わり、「家中書上」全体が初めて利用可能な状態になりました。（詳しくは『和歌山県立文書館だより』第八号に紹介しています。）

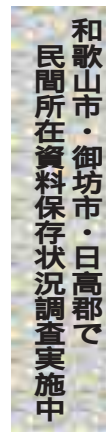
そして今年度は、新たな雇用対策基金である「和歌山県緊急雇用創出特別基金」を活用して、「家中書上」全部のマイクロフィルム撮影と、それを紙にコピーした複製物作成を行っています。

今回も雇用対策事業ですから、撮影補助・マイクロコピー作成・チェック等の作業を、新規雇用者の皆さんがプロの撮影技術者に混じって担当しています。

本事業が終わると、従来事前申請の上で原本を「特別閲覧」していただいていた

「家中書上」が、複製物で閲覧できるようにするため、原本を破損させる恐れなく利用していただけるようになります。

本事業は平成十六年一月に終了の予定です。その後は複製物（マイクロコピー）によりご利用いただけます。終了までは作業の都合上、従来の「特別閲覧」等でもご利用になれませんので、ご理解ご協力をお願いします。



文書館では、県内の個人のお宅や蔵、寺社等で保存されている記録類（古文書等）がどこに、どんな状態であるか（所有者と保存環境）を確認する「民間所在資料保存状況調査」を行っています。平成十四・十五年度の二年間は和歌山市と御坊市・日高郡で実施中です。（調査は二年ごとに全県下で行い、既に海南市・海草郡、那賀郡、田辺市・西牟婁郡、新宮市・東牟婁郡では終了しました。）

所在の確認とともに、保存状況も調査し、所蔵者の方々に保存上のアドバイスを行います。調査結果は、これら記録類の今後の散逸や破損を防止し、さらなる未来へ伝えるための基礎資料とします。

調査は、各市町村の調査員が電話・訪問等により行いますのでご協力をお願いします。調査員は、身分を証明する「民間所在資料調査員証」を持っていますのでご確認下さい。

文 書 館 の 利 用 案 内

利 用 方 法

閲覧室受付にある目録等で必要な資料、文書等を検索し、閲覧申請書に記入のうえ受付に提出してください。文書等利用の受付は閉館30分前までです。閲覧室書棚に配架している行政資料、参考資料は自由に閲覧してください。

複写を希望される場合は、複写承認申請書に記入のうえ受付に提出してください。複写サービスは有料です。

開 館 時 間

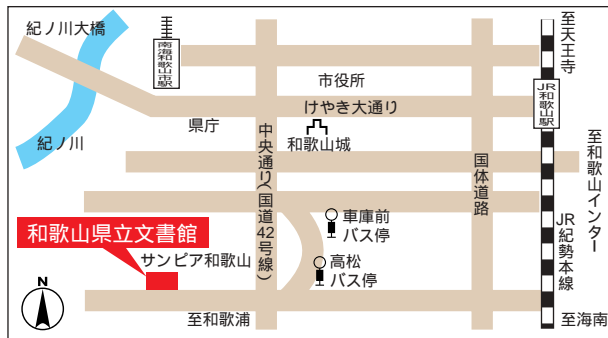
火曜日・金曜日 午前10時～午後6時
土曜日・日曜日 午前10時～午後5時
5月5日・11月3日 午前10時～午後5時

休 館 日

月曜日・国民の休日（5月5日・11月3日を除く。ただし、その日が月曜日にあたるときはその翌日）
年末年始（12月28日～1月4日）
館内整理日（毎月初日・1月5日・月の初日が月曜のときは翌日も休館）
特別整理期間（毎年6月中旬に10日間）

交通のこあんない

和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分
JR和歌山駅からバスで20分
南海電鉄和歌山市駅からバスで20分



ホームページアドレス

<http://www.wakayama-lib.go.jp>（きのくに志学館）
<http://www.wakayama-lib.go.jp/KS/monjyo/montop.htm>
（和歌山県立文書館）

和歌山県立文書館だより 第13号
平成15年9月30日 発行
編集・発行 和歌山県立文書館
〒641-0051
和歌山市西高松一丁目七三三八
きのくに志学館内
電話 〇七三三四六一九五四〇
FAX 〇七三三四六一九五四一
印刷 有限会社 阪口印刷所